

令和7年 第1回
教育委員会臨時会会議録

令和7年1月27日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2652号
令和7年第1回臨時会

日 時 令和7年1月27日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	鈴 木 令 奈
	委 員	中 村 博
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	山 本 睦 美
	学 校 教 育 部 長	吉 野 達 雄
	教 育 長 室 長	野 上 宏
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	学校施設担当課長	井 谷 啓 人
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	榮 友 美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）
- 3 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について
- 5 令和7年度港区立みなと科学館の臨時休館等について

日程第2 報告事項

- 1 学校屋内プール開放事業の拡大について
- 2 港区スポーツ推進委員の解任について
- 3 令和7年度港区小中学生海外派遣について
- 4 特別支援学級（小学校自閉症・情緒障害）の新規開設について
- 5 令和6年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

- 6 後援名義等の12月使用承認について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について
- 10 図書館の12月分利用実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の12月行事实績について
- 12 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について
- 13 2月教育人事企画課事業予定について
- 14 みなと科学館の12月利用状況について

「開会」

○教育長 それでは、令和7年第1回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りいたします。

日程第1「審議事項」第2「港区立幼稚園教育職員の人事について」。この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づいて非公開といたします。

ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第2については、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、非公開といたします。

日程第1 審議事項

1 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第1「審議事項」に入ります。審議事項第1、議案第2号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、資料No. 1-3を使ってご説明させていただきます。本案は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、育児・介護休業法の一部改正を踏まえ、仕事と育児、介護との両立支援及び柔軟な働き方を一層推進するため、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。

初めに、項番1「改正内容」についてです。(1)「育児を行う職員の超過勤務の制限の拡充」です。本条例には、育児を行う職員から請求があった際には超過勤務をさせてはならないと規定されていますが、養育する子の年齢を、現行の「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に年齢要件を拡充する改正をします。

次に、(2)「子の看護休暇の名称変更」についてです。現行では、子の看護休暇の請求要件は、子の負傷、疾病予防に限られていますが、学級閉鎖などの学校の休業、入学式、卒業式などの行事への参加を請求要件に追加することになり、請求要件に看護以外も加えるため、休暇の名称を「子の看護等休暇」に変更します。

次に、(3)「子育て部分休暇の導入」についてです。現在、小学校就学前までの子を養育する職員を対象に部分休業という制度があり、部分休業を取得すると、1日につき2時間を超えない範囲

内で勤務時間の一部を勤務しないことができる制度となっています。小学校就学後から小学校6年生までの子を養育する職員にも同様な制度が利用できるよう、子育て部分休暇を導入します。ア

「対象者」は、満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員です。イ「承認時間」は、1日につき2時間を超えない範囲内です。

次に、(4)「介護に関する所要の措置」。ア「職員から介護の申出があった場合における措置等」についてです。職員から介護の申出があったときは、「介護休暇の制度周知」、「介護休暇の請求に係る意向確認及び介護両立支援制度の周知」、「介護の申出を理由とした不利益取扱いの禁止」を義務づけます。次に、イ「勤務環境の整備に関する措置」についてです。介護休暇の承認の請求が円滑に行われるようにするため、「研修の実施」、「相談体制の整備」、「その他勤務環境の整備に関する措置」を義務づけます。

最後に、項番2「施行期日」についてです。施行期日は令和7年4月1日です。ただし、「超過勤務の制限」及び「子育て部分休暇」に係る請求については、公布の日とします。なお、今回の条例改正につきましても、区長部局の職員の勤務時間条例でも同様の改正を行います。区長部局との調整によっては、本日提出している改正案文の表現から多少の修正をお願いすることもあります。その際には修正点を改めてご報告させていただきます。また、本条例の議会での議決後に、制度の詳細に関連規則で定める予定です。その際は、関連規則の改正について再度教育委員会でご審議いただく予定です。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第2号については、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第2号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 次に、審議事項第2、議案第3号「港区立幼稚園教育職員の人事について」説明をお願いいたします。これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

3 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、審議事項第3、議案第4号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 資料No. 3-3を使用して内容をご説明いたします。初めに、項番1「経緯」についてです。「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に

伴う関係法律の整理等に関する法律」が、令和7年6月1日から施行されることとなりました。刑法の改正により「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代わるものとして「拘禁刑」が創設されたことに伴い、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」における文言の改正を行います。

次に、項番2「改正内容」についてです。条例第28条第3号及び第4号中、「禁錮」とあるのを「拘禁刑」に改めます。また、第29条第1項第1号及び第3項第1号中、「禁錮」とあるのを「拘禁刑」に改めます。

次に、項番3「施行期日」についてです。施行期日は令和7年6月1日です。本日、教育委員会においてご審議いただき議決していただいた場合、当改正条例案を令和7年第1回港区議会定例会に提出いたします。

最後に、今回の条例改正につきましては、区長部局の職員の給与条例等の改正と同じ表現をすることを前提に考えております。区長部局での検討によっては、本日ご提出している改正案文の表現から多少の修正をお願いすることもあります。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第4号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第4号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について

○教育長 次に、審議事項第4、議案第5号「港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 審議事項第4、議案第5号「港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について」説明いたします。資料の方を御覧ください。よろしいでしょうか。本件は、みなと科学館のプラネタリウムの一般投影を観覧できる招待券の発行についてご審議いただくものです。項番1の「発行理由」でございますが、みなと科学館をより多くの方に知っていただき来館を促すことで、その魅力を広く伝えることができるよう、港区立みなと科学館条例第12条及び同条例施行規則第4条第1項第4号に基づき、プラネタリウムの一般投影を無料で観覧できる招待券を発行いたします。

項番2の「発行枚数」でございますが、こちらは今年度と同様、3,000枚を上限といたします。

項番3の「配布先」でございますが、企画展等に協力してくださる事業者や取材対応、区内イベント等を想定しております。

項番４の「有効期間」でございますが、配布時期における適切な有効期間の確保のため、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間のものと、令和７年１０月１日から令和８年９月３０日までの期間のものを発行いたします。なお、枚数はそれぞれ１，５００枚ずつを想定しております。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 これまでの発行実績というのが分かれば、３，０００枚が上限なのでしょうけれども、昨年あるいは一昨年は実際にどれくらい発行したのか、その辺がもし分かれば教えてほしいのですが、分かりますか。

○教育指導担当課長 今年度の途中までのところも含めてのお話になりますが、２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までのところにつきましては、１，５００枚中、残数は５８４枚ということで、９１６枚配布しております。２０２４年１０月１日から２０２５年９月３０日までの１，５００枚につきましては、残数が４３６枚ということで、１，０６４枚配布しているところでございます。以上でございます。

○中村委員 ３分の２くらい、今お聞きしたところでは３分の２くらいは発行されているのかなという気はしますが、一応、それ以上の需要があるというのは、例えば１，５００枚では足りないというふうな実情ではないということよろしいですかね。

○教育指導担当課長 令和２年の開以来、それぞれ１，５００枚を超えるという実績は今のところはございません。概ね６割から７割の配布数で推移しているところでございます。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第５号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第５号については原案どおり可決することに決定いたしました。

５ 令和７年度港区立みなと科学館の臨時休館等について

○教育長 次に、審議事項第５、議案第６号「令和７年度港区立みなと科学館の臨時休館等について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、議案資料のＮｏ．５、議案第６号「令和７年度港区立みなと科学館の臨時休館等について」説明いたします。本件は、港区立みなと科学館条例第５条の規定に基づき、みなと科学館の臨時休館日及び臨時開館日についてご審議いただくものです。

項番１の「臨時休館日」についてでございますが、こちらに臨時休館する日付を列挙しております。恐れ入りますが、資料３枚目の開館・休館カレンダーを御覧ください。よろしいでしょうか。黄色の箇所は条例で定められている毎月第２月曜日の休館日であり、当該日が祝日の場合はその翌

日が休館日となっております。そして、オレンジの箇所が本議案でご審議いただく臨時休館日の箇所でございます。こちらは、企画展の設営や撤収、プラネタリウム機器のメンテナンス等のため臨時休館日といたします。なお、5月14日及び11月12日の太線で囲っている箇所については、みなと科学館は開館いたしますが、プラネタリウムのみ機器のメンテナンスのために休止するものであります。

恐れ入りますが、資料1枚目にお戻りください。項番2の「臨時開館日」でございますが、8月12日については、本来は条例で定める休館日となるところ、夏休み期間中の来館需要を想定し臨時開館することといたします。

項番3の「理由」につきましては、これまで説明してきたとおりでございます。項番4でございますが、2月28日に告示し、その後、次項の項番5にありますとおり、各媒体で利用者に周知してまいります。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第6号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第6号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 報告事項

1 学校屋内プール開放事業の拡大について

○教育長 次に、日程の第2「報告事項」に入ります。報告事項第1「学校屋内プール開放事業の拡大について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料No. 1を御覧ください。本件は学校屋内プールの開放につきまして、令和7年度から芝浜小学校、令和8年度から三田中学校を新たに開放すること、また令和7年度から、学校屋内プール開放の利用対象に現在の在住・在勤者に加えまして在学者を追加すること、高松中学校でのプール開放を令和7年度末で終了することについて、以上3点をご報告するものでございます。

資料、項番1「現状と課題」についてです。現在、記載した表のとおり、区立学校7校の屋内プールを区民等に開放しておりますが、高松中学校などでは、設備の老朽化による不具合、具体的にはシャワーですとか配管設備の故障などですが、これによって近年、一時的に開放を休止することが多くなってきております。また、学校プールのことから少し離れますけれども、スポーツセンターのプールにつきまして、年間を通じて多くの利用があるところ、夏場は特に利用者が増加するため、利用者から混雑緩和を求める声も寄せられております。

項番2「学校屋内プール開放事業の拡大について」です。(1) 開放校の拡大ですが、芝浜小学校、三田中学校を新たに開放しまして、設備の老朽化が著しい高松中学校につきましては令和7年度末で開放を終了いたします。

まず、芝浜小学校についてです。令和7年度より6月から10月の期間で開放しまして、学校とつながっておりますスポーツセンタープールの夏の混雑緩和を図りたいと考えております。芝浜小学校のプールですが、夏のプール授業の実施期間以外は蓋をしまして、多目的スペースとして児童の遊び場、運動場所としておりますので、プール開放もその時期と合わせた期間といたします。開放時間は、他のプール開放校と同様に、平日は放課後の時間帯、学校の夏休み期間を含む休日は午前から夜間まで枠を区切って行います。

次に、三田中学校です。令和7年度末で開放を終了する高松中学校の代替としまして、比較的近隣である三田中学校を令和8年度から、こちらは通年で開放いたします。

(2)「利用対象者の拡大について」です。現在、学校屋内プール開放の利用対象者につきましては、区内在住者また在勤者としておりますが、より多くの方に利用いただけるよう、令和7年度から在学者も対象といたします。

項番3「今後のスケジュール」です。2月に本内容を区民文教常任委員会で報告した後、3月の教育委員会臨時会で利用対象者の拡大及び芝浜小学校での開放を開始するための規則改正について審議をいただきます。4月には利用対象の拡大について、5月には芝浜小プールの開放について、それぞれ周知を開始いたします。以降のスケジュールは記載のとおりとなります。

なお、参考に、過去5年の学校屋内プール開放の利用者数、スポーツセンタープールの利用者数、スポセンのプールにつきましては、昨年度の四半期別の利用者数をまとめたものを別紙としてつけております。学校プールにつきましては、令和5年度の利用者数が、コロナ前である令和元年度を上回ってきております。またスポセンのプールもコロナ前の水準に戻りつつあること、それから四半期別の利用者数を御覧いただきますと、夏の時期の利用が特に多いことがお分かりいただけるかと思います。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 今のご説明で、高松中学校の代替として三田中を使うということは分かったのですが、そうすると高松中学校のプールは改修等、整備されるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 高松中学校につきましては、プールだけではなくて全体的な大規模改修が令和15年に予定されておまして、まだかなり先になっております。その間にプールのみ改修や設備更新を行うというのは、難しい面があるため、高松中学校につきましては開放を終了して、改修後にまた開くかどうかについては、現在のところはその予定はございません。新たに近隣の三田中学校で代替していくという考え方でございます。

○田谷委員 今のお話は、それであればいいかなと思うのですが、そうすると高松中の子どもたちのプールの授業はどうされるのですか。

○**学校施設担当課長** 先程の生涯学習スポーツ振興課長の説明に補足をさせていただきますが、高松中学校に関しては給排水設備の改修については、令和2年度から順次進めているところです。ただ、メインのプールについても、ろ過器ですとか大がかりな根幹配管については改修を終えていますが、先程ご説明があったように細かいプールのシャワーの配管ですとか、枝葉の部分については改修が終わっていない状況です。これらに関しては、プール開放事業を進めている状況の中では、中断して改修するということが困難なために、一旦今回の中断を経てその後、枝葉の部分の、例えばシャワーの配管ですとかそういったところについてはまとめて改修をしていきたいというふうに考えております。そのため、高松中のプールを利用している生徒に関しては支障がないようにして、プール開放事業の終了後に速やかに改修を進めていきたいというふうに考えております。

○**田谷委員** 了解いたしました。該当校の子どもたちの支障にならないように進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○**教育長** ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

2 港区スポーツ推進委員の解任について

○**教育長** それでは次に、報告事項の第2「港区スポーツ推進委員の解任について」説明をお願いいたします。

○**生涯学習スポーツ振興課長** それでは、本日付報告資料No. 2を御覧ください。スポーツ推進委員の解任について、令和6年12月2日付で委員から退任届の提出がありましたので、これを受理し解任したことについてご報告するものでございます。解任となる委員は、港南地区の小田直人氏。一身上の都合により退任されることとなりました。解任の日は令和6年12月31日といたしました。スポーツ推進員としての在職期間ですが、平成27年4月から令和6年の12月31日まで6期の途中、5期と9か月間、担っていただいております。退任された後の後任ですが、現在、青少年対策港南地区委員会の会長へ後任の候補者の推薦について依頼をしているところでございます。簡単ですが、説明は以上です。

○**教育長** ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 令和7年度港区小中学生海外派遣について

○**教育長** それでは次に、報告事項の第3「令和7年度港区小中学生海外派遣について」説明をお願いいたします。

○**教育人事企画課長** 令和7年度港区小中学生海外派遣につきまして、資料No. 3を用いて説明させていただきます。「報告内容」です。令和7年度の港区小中学生海外派遣は、小学生はオーストラリアのクイーンズランド州ブリスベン市、中学生は同国西オーストラリア州パース市で実施いたします。詳細についてです。

項番1(1)「小学生」ですが、日程は令和7年8月12日から8月20日までです。派遣児童数は、区立小学校第6学年代表児童40名です。派遣先はオーストラリア、クイーンズランド州ブリスベン市です。

続きまして、(2)「中学生」。日程は令和7年8月6日から8月15日までです。派遣生徒数は、区立中学校第2学年代表生徒40名です。派遣先はオーストラリア、西オーストラリア州パース市です。

項番2「今後の予定」です。本日1月27日より各学校に、児童生徒宛てに募集案内を配布し、募集案内を開始いたします。続きまして、3月6日に資格審査会を行った後、令和7年度に移りまして5月19日に結団式、そして中学生の海外派遣、小学生の海外派遣を経まして、9月13日土曜日に報告会を行います。説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

4 特別支援学級（小学校自閉症・情緒障害）の新規開設について

○教育長 それでは次に、報告事項の第4「特別支援学級（小学校自閉症・情緒障害）の新規開設について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、報告資料のNo. 4「特別支援学級（小学校自閉症・情緒障害）の新規開設について」説明いたします。本件は、自閉症・情緒障害のある児童への教育的支援体制の充実を図るため、令和8年4月から赤坂学園赤坂小学校に特別支援学級（自閉症・情緒障害）を開設するものでございます。

項番1「経緯、背景」でございます。区では、これまで保護者がお子さんの自閉症・情緒障害特別支援学級への就学を希望するケースもあり、その設置について検討を進めてまいりました。今年度の11月に開催しました「港区における障害児支援のあり方検討会」においては、特別支援教室の指導では困難さの改善が十分に見込めない場合の支援として、小学校において自閉症・情緒障害特別支援学級の設置が望ましいという結論に至っております。

区といたしましても、検討会の議論を踏まえ、令和8年度の自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に向けて東京都に申請をいたします。なお、対象学年につきましては、在籍学校における特別支援教室の指導では困難さが十分に改善を見込めなかった第5学年及び第6学年とし、設置場所については、中学校進学を踏まえ、児童の特性に一貫した指導が可能である中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級があり、小中一貫教育校でもある小学校への設置が望ましいと考え、赤坂学園赤坂小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を予定しております。

項番2の「対象」でございますが、対象児童は、区民で小学校に在籍し、自閉症・情緒障害の課題のある児童。対象学年は、小学校第5学年及び第6学年といたします。

項番3の「スケジュール」でございますが、令和7年3月に保護者を対象とする説明会を開催し、6月に東京都に特別支援学級の新設の申請を行い、東京都の認可が下りれば令和8年4月に赤坂小学校特別支援学級を設置する流れとなっております。

裏面、次のページにございますが、参考といたしまして、港区の自閉症・情緒障害特別支援学級の設置状況を記載しております。説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

5 令和6年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

○教育長 それでは次に、報告事項の第5「令和6年度卒業式・修了式『お祝いの言葉』について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、教育委員会報告資料No. 5「令和6年度卒業式・修了式『お祝いの言葉』について」報告いたします。1枚目は報告事項のとおりでございます。

別紙の2枚目を御覧ください。令和6年度幼稚園修了式のお祝いの言葉でございます。内容といたしましては、まず初めに幼稚園での生活の内容、そして友達と協力した劇であったり合奏、運動会などの思い出の話、そして4月から小学校1年生になることを踏まえ、小学校での生活の内容、勉強の内容、そして立派な1年生になってほしいという思いを述べております。その後、保護者及び地域の方々への御礼とともに、また協力をお願いする旨の話をし、結びに、園長をはじめ教職員の皆様への感謝を結びで述べて、お祝いの言葉とさせていただきます。幼稚園の修了式のお祝いの言葉につきましては以上でございます。

続きまして、令和6年度小学校卒業式のお祝いの言葉でございます。ここの部分については、以前、構成については報告させていただいているところでございますが、説明させていただきます。まず、保護者及び子どもたちへの卒業への「おめでとうございます」との挨拶、そして一つ目の内容でございます、人と直接関わる大切さについて説明します。ここでは「ドラえもん」の秘密の道具を例に出しながら、テクノロジーの進化で便利な世の中になっている中であっても、人と直接関わり、思いや考えを伝え合うことが大事であり、言葉だけではないコミュニケーションということをしつかりと深め、人生を豊かにしてほしい旨を話します。

二つ目は、自分や仲間の可能性を信じる大切さについてでございます。こちらは、昨年夏に開催されたパリオリンピック競技大会。こちらを例示に出しまして、体操男子チームが奇跡の大逆転をし、金メダルを獲得したこと、この裏側には最後まで諦めずに自分や仲間の可能性を信じ抜いたという心の姿勢があった。この部分について述べ、これからの中学生たちにも希望に満ちた新たな世界が待っている、そしてどんなときにも諦めない気持ちを持って大いに活躍することを願う旨の話をさせていただきます。その後、保護者の方、また地域の方々へのお礼の言葉、そして学校の教職員へのお礼の言葉を述べて、結びといたします。

続きまして、令和6年度中学校卒業式お祝いの言葉でございます。こちらは、義務教育9年間の全過程を修了したことを述べ、各卒業生の皆さんが清々しい姿で卒業証書を受け取った旨を話し、二つのことについて話をします。一つ目は、文化や価値観の違いを理解し合うということでございます。グローバルな社会においても、各国、各地域において様々な文化の違い、または文化で大切に継承されている内容について述べさせていただき、子どもたちが、卒業生の皆さんが、自分の文化を理解するとともに、他国の異なる文化や価値観を理解し、尊重し合い、多くの人と支え合いながらグローバル社会で活躍することを期待する旨を話します。

二つ目は、未知の世界へチャレンジするということでございます。こちらは、港区名誉区民である桂由美さんのこれまでのウェディングドレスデザイナーとしての取組、世界を舞台にしながら、それを日本に広めていながらチャレンジを続けてきた取組の話を踏まえ、生徒の皆さんに、これまでに経験したことのない未知の世界で様々なことに出会い、不安やためらうことがあったとしても、どんなときでも勇気を持って思い切ってチャレンジしてほしい旨を話します。そして、保護者や地域の皆様、各学校教職員の皆様への御礼とともに、これからの協力を依頼し、結びといたします。以上、3校種について説明させていただきました。説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 6 後援名義等の12月使用承認について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の112事業実績について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について
- 10 図書館の12月分利用実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の12月行事实績について
- 12 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について
- 13 2月教育人事企画課事業予定について
- 14 みなと科学館の12月利用状況について

○教育長 次に、報告事項第6「後援名義等の12月使用承認について」から、報告事項第14「みなと科学館の12月利用状況について」、この9件の定例報告については、配布資料のとおりとさせていただきます。それぞれ各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日、予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他、何かございますでしょうか。

○山内委員 少し時間があるので。先程の赤坂小の特別支援学級のことはとても重要だと思いますし、同じ場所で行うということで小学校段階から中学校段階まで継ぎ目なくサポートできるということと、経験もあるスタッフがそこに集まって経験を積めるという意味でもとてもよいと思います

が、そういう意味で、質問としては、そういう難しいといひましようか、自閉症、情緒障害の生徒たちへの支援をするスタッフの状況とか、あるいはそういう支援をするスタッフの質をさらに上げていくためのサポートとか、そういうことをどんなふうに工夫されているかということ、ぜひご紹介いただければと思います。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。自閉症、情緒障害の特別支援学級に配置する教員につきましては、東京都から配置されている教員を配置する予定でございます。当然、配置に当たりましては、専門性は有していること、またこの中で保護者としてしっかりと連携しながら取組が進められる教員を、こちらとしては希望してまいるところでございます。

研修等につきましては、そもそも東京都の中で教育課程の編成、そして指導の在り方、内容について研修も行っているところでございますが、これに加えて、区の中でもしっかりと特別支援教育担当と提携して専門家の先生を招きながら、その学級の先生方とは研修を深め、専門性を深めていくという取組を進めてまいるところでございます。以上でございます。

○山内委員 ありがとうございます。よく分かりました。経験のある方がせっかく来てくださるのであれば、周囲の他の教員とのコミュニケーションもうまく作って行って、そういう経験あるいは見方がうまくほかの一般の教員にも共有できるようになると、全体の水準も上がると思いますので、期待しています。よろしくお願いいたします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、本日の臨時会はこれをもって閉会といたします。次回は、定例会を来月2月10日月曜日、参集で開催をする予定です。よろしくお願いいたします。本日は、皆さんお疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員